

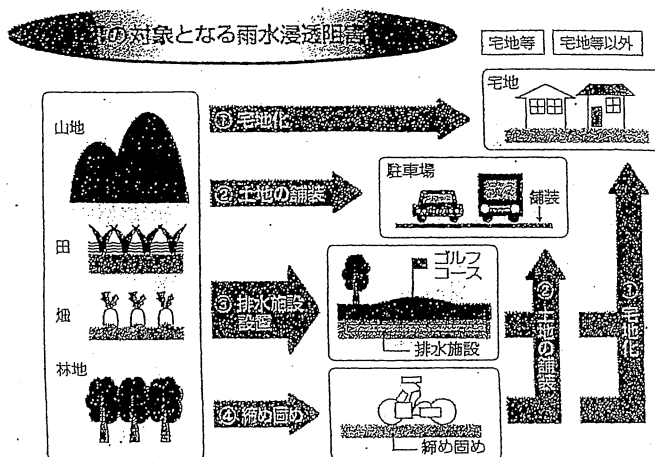
# 寝屋川流域における流出抑制施設設置について

## ○雨水浸透阻害行為の許可等について



流域内で行う一定規模（1,000㎡）以上の雨水の流出量を増加させるおそれのある行為（雨水浸透阻害行為）を行う場合には、各市が定める許可権利者の（市長等）の許可が必要となります。（特定都市河川浸水被害対策法第9条）

- ①宅地化
- ②土地の舗装
- ③排水施設設置
- ④土地の締め固め



### 1) 宅地等以外の土地において行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為



※土地の区画形質の変更がある場合の1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為は、法律の適用になり、許可が必要となります。

### ・大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例

流域内で行う500㎡以上の都市計画法第29条の許可が必要とする開発行為等が対象となり協議が必要になります。（特定都市河川浸水被害対策法に該当するものを除く。）

条例適用（特定都市河川浸水被害対策法に該当するものを除く。）

500㎡以上

※上記法令及び条例についての申請方法・貯留方式・貯留量等については、各機関担当部課と協議を行ってください。